

東北公益文科大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 東北公益文科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神に則り、社会的利益調和の追求と、公益の研究や実践を通じた国際連携の理念のもと、深く専門の学術を教授し、社会と時代の要請に応え得る有為の人材を育成するとともに、地域の特性を活かした学術研究の振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表するとともに、積極的に情報を提供する。

2 前項の点検、評価、結果の公表及び情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部等)

第3条 本学において設置する学部及び学科並びにその学生定員は、次のとおりとする。

公益学部 公益学科 入学定員 235人 3年次編入学定員10名 収容定員 960人

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、本学に、副学長、技術職員その他必要な教職員を置くことができる。

第4節 教授会

(教授会)

第6条 本学の学部に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 教授会は、教授、准教授、専任講師、助教その他学部長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

第8条 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となる。

2 学部長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第9条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第10条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること

- (2) 学位の授与に関する事
- (3) 教育課程の編成に関する事
- (4) 教員の教育研究業績の審査基準に関する事
- (5) その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第11条 この節に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業、冬季休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第24条第1項の規定により入学した者は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、再入学、編入学、転入学の場合及び学長が特別な事由があるとして許可した場合については、学期の初めとすることがある。

(入学資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号（以下「試験規則」

という。))に基づく高等学校卒業程度認定試験に合格した者（試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13条）に基づく大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めと者

(入学志願の手続)

第19条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに保証人連署の誓約書の提出その他所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(保証人)

第22条 前条の保証人は、学生の父母又はこれに代わる者で、当該学生について在学中の一切の責任を負うものとする。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは、直ちに届出なければならない。

(再入学)

第23条 願いにより本学を退学した者又は第41条の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、選考のうえ入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき学年については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

3 再入学の場合の入学検定料及びその他必要な手続は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第24条 本学の第3年次に編入学又は転入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 他の大学に2年以上在学し、60単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者

(3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は教員養成学部2年制課程を修了した者

(4) 専修学校の専門課程で、修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の課程を修了した者

(5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 本学の第2年次に編入学又は転入学することのできる者は、前項の各号の一に該当する者の他に、他の大学に1年以上在学し、30単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者とする。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき学年については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

4 編入学及び転入学の場合のその他の必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目及びその単位数)

第25条 開設する基礎教育科目、専門教育科目、発展教育科目及び人材育成強化科目に関する授業科目並びにその単位数は別表第1のとおりとする。

第25条の2 前条に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）を養成する課程に関する科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

第25条の3 前二条に定めるもののほか、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）に定める科目（以下「指定科目等」という。）、その時間数、単位数及びその履修方法は、別表第5のとおりとする。

（履修の方法）

第26条 本学則に定めるもののほか、本学において開設する授業科目の履修の方法については、別に定める。

（履修すべき科目の登録）

第27条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を取得することはできない。

（単位の認定）

第28条 履修した授業科目の単位の認定は、試験、論文又は研究報告その他これらに準ずる方法（以下「試験等」という。）により行う。

2 前項にかかわらず、学生が取得した資格に応じ、当該資格に関連する科目の単位を認定することがある。

3 前項の資格の種類および認定する科目は、教授会の意見を聴き、学長が別に定める。

（他の大学における修得単位の認定）

第29条 学長は、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の他大学等の授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出、その許可を受けなければならない。

3 前2項の規定は、教育上有益と学長が認める大学等について準用する。

4 第1項および第3項の規定により与える単位は、60単位を超えないものとする。

5 第39条により外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学し履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

6 前項の規定により与える単位は、30単位を超えないものとする。

（入学前における既修得単位の認定）

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

（認定する修得単位数の上限）

第31条 前2条の規定により認定する修得単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

（試験）

第32条 試験の時期は、原則として学期末又は学年末とする。

（学習の評価）

第33条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表示し、可以上を合格とする。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目に対する単位の計算方法は次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の講義又は演習をもって1単位とする。ただし、外国語科目については、30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間の実習又は実技をもって1単位とする。

(履修単位)

第35条 卒業に必要な単位は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。ただし、第25条の2に規定する科目の単位は、これに含めない。

- (1) 基礎教育科目については、49単位
- (2) 専門教育科目と発展教育科目については、合算して65単位
- (3) 人材育成強化科目については、10単位

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 4 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては引き続きさらに1年まで延長することができる。
- 5 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 6 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第37条 休学期間満了のとき又は休学期間であつてもその事由が消滅したときは、復学を申し出ることができる。なお、疾病のために休学していた者は、医師の作成した診断書を添付しなければならない。

- 2 前項の復学の申し出があつた場合は、学長が復学の可否を決するものとする。

(転学)

第38条 他の大学に転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

(留学)

第39条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に届け出なければならない。

- 2 留学期間は、第16条に定める在学期間に算入する。
- 3 留学に関し必要な事項は別に定める。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

(除籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。ただし、第2号に該当する場合は、教授会の意見を聴くものとする。

- (1) 第16条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者
- (3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者

第5節 卒業、学士号及び免許等

(卒業)

第42条 本学に4年(第24条第1項により入学した者については、同条第3項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第35条に定める単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第43条 卒業した者に、学士(公益学)の学位を授与する。

(教育職員の免許状)

第43条の2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(社会福祉士国家試験受験資格)

第43条の3 別表第5の社会福祉に関する科目省令に定める指定科目等を修得した場合は、社会福祉士国家試験の受験資格が付与される。

第6節 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴きその者を表彰する。

(懲戒)

第45条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴きその者を懲戒する。

2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第46条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学生研修寮)

第47条 本学に、本学の学生の教育に資するため、学生研修寮を置く。

2 寮費については、管理に要する諸経費を考慮して別に定める。

3 学生研修寮に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 研究生、聴講生・科目等履修生、特別聴講生、社会人学生、外国人学生

(研究生)

第48条 本学において、専攻事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生・科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を聴講又は履修しようとする者(次条第1項に規定する者を除く。)があるときは、当該科目の授業に支障がない限り、選考のうえ、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第28条、第32条、第33条までの規定を準用する。

3 聴講生又は科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第49条の2 本学において開設する授業科目のうち、1科目または複数科目を選んで履修を希望する他の大学または短期大学等の学生があるときは、当該科目の授業に支障のない限りにおいて、当該大学または短期大学等との協定に基づき、特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生には、単位を認定することができる。

3 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

(社会人学生)

第50条 社会人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、社会人学生として入学を許可することがある。

2 社会人学生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第51条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等

(入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等)

第52条 入学検定料、入学金、授業料、施設整備費等の額は、別表第4のとおりとする。

2 入学金並びに入学する学期の授業料及び施設整備費は、第21条第1項に規定する合格通知を行うときに指定する期日までに納付しなければならない。

3 授業料及び施設整備費(入学する学期に係るものを除く。)は、毎年これを春学期、秋学期の2回に分けて次の期間内に納入しなければならない。

春学期 4月1日から4月26日まで

秋学期 10月1日から10月26日まで

(入学金、授業料又は施設整備費の免除、徴収の猶予又は分納)

第53条 本学において特別の事情があると認めた者については、入学金、授業料又は施設整備費の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

(退学等の場合の授業料及び施設整備費)

第54条 春学期又は秋学期の途中において、退学した者、転学した者又は除籍された者は、当該期の授業料及び施設整備費を全額納入しなければならない。

2 留学又は停学の場合は、その期間中の授業料及び施設整備費は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料及び施設整備費)

第55条 休学した者については、休学期間の授業料及び施設整備費の全額又は半額を免除又は還付することがある。

(入学を辞退する場合の入学金、授業料及び施設整備費)

第56条 入学手続完了後入学を辞退する者で、本学が指定した期日までに保証人連署のうえ納付金返還の申請をした者があるときは、授業料及び施設整備費を還付する。

(入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の不還付)

第57条 既納の入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費は、前2条に定める場合を除き、還付しない。

第10節 公開講座

(公開講座の開設)

第58条 本学において必要があると認められるときは、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

(改正)

第59条 本学則の改正は、教授会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日改正)

この学則は、平成14年5月1日から施行する。(※ニュージーランド研究所の追加)

附 則 (平成15年3月24日改正)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第56条については、平成15年3月31日から施行する。(※教職課程の開設、学生納付金の納入期限延長、入学金の返還及び授業科目名変更)

附 則 (平成17年3月18日改正)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。(※授業科目及び履修単位の一部変更)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)別表第1及び別表第2に規定する授業科目及びその単位数並びに第35条の履修単位は平成17年4月1日以降に入学した者から適用するものとする。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の学則(以下「旧学則」という。)別表第1に規定する授業科目の内容が新学則別表第1に規定する授業科目の内容と同一又はそれに代わるものと認められるときは、新学則別表第1に規定する授業科目の履修により、旧学則別表第1に規定する授業科目を履修したものとみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。
- 4 平成16年4月1日以前に入学した者の社会福祉士国家試験受験資格取得のための授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成18年3月29日改正)

- 1 この学則は、平成18年4月1日より施行する。(※学期、休業日の変更、授業科目の追加、変更、入学検定料等の追加)
- 2 平成16年4月1日以前に入学した者の附則(平成17年3月18日改正)第2項に規定する授業科目のうち職業意識を養う科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成18年5月30日改正)

この学則は、平成18年6月1日より施行する。(※入学検定料等の一部変更)

附 則 (平成18年5月30日改正)

この学則は、平成19年4月1日より施行する。(※教職員組織、教授会の構成変更)

附 則 (平成18年9月30日改正)

この学則は、平成18年10月1日より施行する。(※他の大学における修得単位の認定の一部変更。特別聴講生の規程追加変更)

附 則 (平成19年3月24日改正)

- 1 この学則は、平成19年4月1日より施行する。(※カリキュラム改定に伴う第25条別表1、第28条の変更)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)別表1に規定する授業科目及びその単位数並びに第28条の2及び3の単位認定は、平成19年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成19年6月28日改正)

この学則は、平成19年7月1日より施行する。(※ 入学資格第18条第6号を追加)

附 則 (平成20年3月28日改正)

- 1 この学則は、平成20年4月1日より施行する。(※ 第14条第1項、第25条別表1、第30条、第33条、第49条の変更)

- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条別表第1に規定する授業科目及びその単位数は、平成20年4月1日以降に入学した者から適用する。

ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

- 3 前項の規程にかかわらず、平成19年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成20年9月17日改正)

この学則は、平成21年4月1日より施行する。(※ 第21条第2項、第23条第1項及び第22項、第24条第2項の変更)

附 則 (平成21年3月25日改正)

- 1 この学則は、平成21年4月1日より施行する。(※ 第25条の科目分類及び別表1、第25条の2の別表2、第25条の3の授業科目及びその単位数の変更及び別表5、第27条の履修登録の時期の変更、第35条の履修単位の変更、第43条の3の社会福祉士国家試験受験資格の追加)

- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条、第25条の2及び第25条の3に規定する授業科目、時間数、単位数及びその履修方法と第35条に規定する履修単位は、平成21年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成21年5月1日改正)

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。(※ 第25条の2関係別表第2、第43条の2関係別表3の変更)

附 則 (平成21年5月28日改正)

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。(※ 編入学定員の新設並びに編入学及び転入学の要件の追加、変更に伴う第3条並びに第24条及び同第2項、第3項、第4項の追加及び変更)

- 2 この改正後の学則は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則 (平成22年2月25日改正)

- 1 この学則は、平成22年4月1日より施行する。(※ 第25条関係別表第1・第25条の2関係別表第2・第25条の3関係別表第5の改定、第30条入学前における既修得単位の認定の改定、第31条認定する修得単位数の上限の改定、第43条の2関係別表第3の改定及び第52条関係別表第4の改定)

- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条関係別表第1、第2、第5に規定する授業科目及び単位数、第30条の入学前における既修得単位の認定、第31条認定する修得単位数の認定、第43条の2関係別表第3に規定する免許状の種類・免許教科及び第52条の2別表第4に規定する入学検定料、入学金、授業料施設整備費等の改定は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成22年5月28日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成22年5月29日より施行する。(※ 第4条の2の改定、第4条の3の削除)

附 則 (平成23年3月25日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成23年4月1日より施行する。(※ 第16条第2項の削除、第25条別表第1の改定、第28条の改定、第29条の改定、第30条の改定、第39条第2項及び第3項の追加)

附 則 (平成24年3月28日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成24年4月1日より施行する。(※ 第25条関係別表第1、第25条の2関係別表第2及び第35条履修単位の改定)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条関係別表第1及び第25条の2関係別表第2に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成25年3月18日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成25年4月1日より施行する。(※ 第25条関係別表第1、第25条の2関係別表第2及び第35条履修単位の改定)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条関係別表第1及び第25条の2関係別表第2に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成25年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成25年5月2日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成25年5月15日より施行する。(※ 第52条関係別表第4の改定)

附 則 (平成26年3月28日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成26年4月1日より施行する。(※第25条関係別表第1及び第35条の改定)
- 2 この改正後の学則(以下「新学則」という。)第25条関係別表第1に規定する授業科目、単位数及びその履修方法並びに第35条に規定する履修単位は、平成26年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、再入学、編入学又は転入学した者のうち学長が別に定める者については、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年3月31日以前に入学した者の新学則の授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附 則 (平成27年3月25日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成27年4月1日より施行する。(※学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う改定)

附 則 (平成28年3月29日改正)

- 1 この改正後の学則は、平成28年4月1日より施行する。(※学期名称の変更及びメディアを利用して行う科目の指定に伴う改定)